第三条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「の承認を受けている」を「の規定により国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えている」に、「当該承認を受けている」を「当該」に、「法第六条第二項に規定する」を「当該国税関係書類の保存に」に、「。以下この条」を「（以下この条」を「（以下この項及び次項」に、「所轄税務署長等（法第四条第一項に規定する所轄税務署長等をいう。次項、第五条第三項及び第六条において同じ」を「納税地等の所轄税務署長（当該過去分重要書類が、酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第五十二条第四項ただし書（記帳義務）、たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）第十七条第五項ただし書（記帳義務）、揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）第十七条第五項ただし書（記帳義務）、石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）第二十一条第四項ただし書（記帳義務）若しくは石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）第二十条第八項ただし書（記帳義務）の書類若しくは輸入の許可書、消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第二十七条第六項（帳簿の記載事項等）の書類若しくは輸入の許可があったことを証する書類又は国際観光旅客税法施行令（平成三十年政令第百六十一号）第七条ただし書（同条の国外事業者に係る部分に限る。）（記帳義務）に規定する旅客名簿である場合にあっては、納税地等の所轄税務署長。次項において「所轄税務署長等」という」に、「第五項第一号及び第四号（同号イ及びハに係る部分に限る。）」を「第六項第一号」に、「読み取る際に（当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに）」を「の作成又は受領後、速やかに」に、「読み取る際に」と」を「をスキャナで読み取る際に」と、「こと（当該国税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあっては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと）」とあるのは「こと」と、「に改め、「と、同項第四号中「の作成又は受領から当該国税関係書類に係る記録事項の入力までの各事務」とあるのは「に係る記録事項の入力に関する事務」と、「当該各事務を」とあるのは「当該事務を」と、同号ロ中「当該各事務」とあるのは「当該事務」と、「定期的な検査」とあるのは「検査」」を削り、同項第一号中「、第五条第一項第一号並びに第六条第一項第一号及び第二項第一号」を「及び第五条第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「の承認を受けている」を「の規定により国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えようとする」に、「当該承認を受けている」を「当該」に、「、「次項」を「第九項」に、「、「第二号ハ」を「及び第二号ハ」に改め、「及び第四号」を削り、「同項第二号イ(2)」を「同号イ(2)」に、「（当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに）」を「又は受領後、速やかに」に、「、又は当該国税関係書類の作成若しくは受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合におけるその作成若しくは受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに」を「若しくは受領後速やかに、又は当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に、「に、「同項第六号」を「、速やかに当該」とあるのは「速やかに、又は当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に、当該」と、同項第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　法第四条第三項の保存義務者が、災害その他やむを得ない事情により、同項前段に規定する財務省令で定めるところに従って同項前段の国税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合には、前二項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかったとした場合において、当該財務省令で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができなかったと認められるときは、この限りでない。

第三条第五項中「承認を受けている保存義務者は」を「規定により国税関係書類（同項に規定する国税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えようとする保存義務者は」に、「に従って当該承認を受けている国税関係書類に係る」を「当該保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従って当該」に改め、同項第二号中「、次に掲げる要件」の下に「（当該保存義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあっては、ロに掲げる要件を除く。）」を加え、同号ロ中「をスキャナで読み取る際に（当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに）、」を「の作成又は受領後、速やかに」に、「第八条第一項第一号」を「以下この号並びに第四条第一項第一号」に改め、「付すこと」の下に「（当該国税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すこと）」を加え、同号ロ(2)中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削り、「いう」の下に「。第五条第二項において同じ」を加え、同号ニを次のように改める。

ニ　当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

(1)　当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(2)　当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

第三条第五項第四号を削り、同項第五号中「関連する」を「関連する法第二条第二号に規定する」に、「又は第五条第一項」を「の規定により当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は法第五条第一項」に、「承認を受けている」を「規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えられている」に、「国税関係帳簿に係る電磁的記録又は」を「電磁的記録又は当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

イ　取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先（ロ及びハにおいて「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

ロ　日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ハ　二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

第三条第五項第七号を次のように改める。

七　第二項第一号の規定は、法第四条第三項の規定により国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えようとする保存義務者の当該電磁的記録の保存について準用する。

第三条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3　前項の規定は、法第四条第二項の規定により国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えようとする保存義務者の当該電磁的記録の保存について準用する。この場合において、前項中「第五条第五項第一号に定める要件に従って当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは、「当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（取引年月日その他の日付を検索の条件として設定すること及びその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。）を確保して当該電磁的記録の」と読み替えるものとする。